

半 期 報 告 書

(第 7 期中) 自 平成19年 4 月 1 日
至 平成19年 9 月30日

ニッシン債権回収株式会社

(504059)

第7期中（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

ニッシン債権回収株式会社

目 次

頁

第7期中 半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【業績等の概要】	5
2 【生産、受注及び販売の状況】	7
3 【対処すべき課題】	8
4 【経営上の重要な契約等】	8
5 【研究開発活動】	8
第3 【設備の状況】	9
1 【主要な設備の状況】	9
2 【設備の新設、除却等の計画】	9
第4 【提出会社の状況】	10
1 【株式等の状況】	10
2 【株価の推移】	18
3 【役員の状況】	18
第5 【経理の状況】	19
1 【中間連結財務諸表等】	20
2 【中間財務諸表等】	48
第6 【提出会社の参考情報】	62
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	63
中間監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年12月7日
【中間会計期間】	第7期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
【会社名】	ニッシン債権回収株式会社
【英訳名】	NISSIN SERVICER CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼執行役員 合 田 益 己
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号 新宿センタービル8階
【電話番号】	03(5326)3971(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役兼執行役員経営管理部長 山 口 達 也
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号 新宿センタービル8階
【電話番号】	03(5326)3971(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役兼執行役員経営管理部長 山 口 達 也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第5期中	第6期中	第7期中	第5期	第6期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
営業収益 (百万円)	9,353	12,073	19,922	15,947	31,690
経常利益 (百万円)	1,958	2,983	4,436	4,029	5,192
中間(当期)純利益 (百万円)	1,140	1,443	2,458	2,353	2,711
純資産額 (百万円)	5,702	8,235	12,215	6,649	9,758
総資産額 (百万円)	28,903	52,604	64,989	40,903	62,470
1株当たり純資産額 (円)	21,309.12	7,093.40	9,745.07	12,342.60	7,895.48
1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	4,300.95	1,337.56	2,264.26	4,360.70	2,509.80
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	4,200.90	1,327.30	2,260.49	4,278.38	2,493.83
自己資本比率 (%)	19.7	14.6	16.3	16.3	13.7
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,656	△8,359	△3,734	△13,060	△14,711
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△4,643	1,552	3,272	△3,721	960
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	7,278	8,662	△1,177	16,038	16,663
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (百万円)	3,985	4,333	3,750	2,264	5,390
従業員数 (ほか、平均臨時 雇用者数) (名)	64 (7)	80 (8)	101 (7)	74 (7)	85 (7)

(注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3 平成17年11月21日付で、株式1株につき2株の株式分割を行っております。

4 平成18年4月1日付で、株式1株につき2株の株式分割を行っております。

5 従業員数は、就業人員数を表示しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第5期中	第6期中	第7期中	第5期	第6期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
営業収益 (百万円)	4,729	6,189	5,773	9,903	12,025
経常利益 (百万円)	606	1,727	606	1,928	2,208
中間(当期)純利益 (百万円)	357	1,016	349	1,137	1,266
資本金 (百万円)	1,694	1,719	1,736	1,695	1,731
発行済株式総数 (株)	267,600	1,080,720	1,087,360	536,400	1,084,320
純資産額 (百万円)	4,861	6,093	5,885	5,376	5,965
総資産額 (百万円)	27,403	43,924	53,860	36,623	55,257
1株当たり純資産額 (円)	18,168.14	5,527.64	5,313.22	9,969.62	5,395.92
1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	1,348.71	942.03	322.21	2,081.42	1,172.15
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	1,317.33	934.80	321.68	2,042.13	1,164.69
1株当たり配当額 (円)	1,000.00	365.00	415.00	1,820.00	765.00
自己資本比率 (%)	17.7	13.6	10.7	14.7	10.6
従業員数 (ほか、平均臨時 雇用者数) (名)	60 (7)	76 (8)	96 (7)	70 (7)	80 (7)

(注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3 平成17年11月21日付で、株式1株につき2株の株式分割を行っております。

4 平成18年4月1日付で、株式1株につき2株の株式分割を行っております。

5 従業員数は、就業人員数を表示しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成19年9月30日現在

区分	債権投資・管理回収部門	合計
従業員数(名)	101 (7)	101 (7)

- (注) 1 従業員数は、就業人員であります。
2 従業員数欄の()は、臨時従業員数の当中間連結会計期間における平均雇用人員であり、外書で記載しております。
3 従業員が前連結会計年度末に比べ16名増加しておりますが、主として業務拡大に伴う中途採用によるものです。

(2) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数(名)	96 (7)
---------	--------

- (注) 1 従業員数は、就業人員であります。
2 従業員数欄の()は、臨時従業員数の当中間会計期間における平均雇用人員であり、外書で記載しております。
3 従業員が前事業年度末に比べ16名増加しておりますが、主として業務拡大に伴う中途採用によるものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループに労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好であります。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間（平成19年4月1日～平成19年9月30日）におけるわが国経済は、企業収益回復に伴う設備投資の増加および個人消費の回復により、引き続き穏やかな景気拡大が続きました。

当社グループの属する業界におきましては、主要行による不良債権処理が一段落したことにより金融機関から売却される主な債権は「破綻先及び実質破綻先」から「破綻懸念先及び要注意先」に移行してきており、地域金融機関の不良債権処理は活発化しております。一方で、証券化による債権流動化案件や再生型案件などサービスの対象案件は多様化しており、より高度で柔軟な対応力と専門性が求められております。また、サービスの営業許可業者数は平成19年6月末時点で101社となっており、債権の買取競争はますます激しくなっております。

この様な経営環境のもと当社グループは、金融機関等に対する積極的な営業活動により特定金銭債権買取の拡大、顧客の再生と当社の収益確保に配慮した効率的な回収業務、並びに不動産関連業務の強化に努めました。

当中間連結会計期間の業績につきましては、金融機関との継続取引及び新規取引の開拓に努めました結果、債権買取額（投資額）は12,786百万円（前年同期比130.9%増）、買取債権残高は34,794百万円（前期末比10.4%増）となりました。また不動産買取額（投資額）は3,099百万円（前年同期比63.4%減）、買取不動産残高は19,577百万円（前期末比0.7%増）となりました。

営業収益につきましては、大型案件の回収進捗等により買取債権回収高は12,584百万円（前年同期比47.2%増）、買取不動産売却高は3,520百万円（同53.6%増）、NISグループによる新規ビル開発プロジェクトの進捗に伴い、当初は下期に予定していた当該プロジェクトに係る出資収益等が計上されたことにより、その他収入3,817百万円（同210.5%増）となり、合計では19,922百万円（同65.0%増）となりました。

営業費用につきましては、買取債権回収高に伴う債権回収原価8,973百万円（前年同期比55.9%増）、不動産売却に伴う買取不動産売却原価3,096百万円（同161.9%増）となり、その他原価57百万円を合わせ、合計では12,127百万円（同74.3%増）となりました。この結果、営業総利益は7,795百万円（同52.3%増）となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、主に給料手当334百万円（前年同期比19.5%増）、貸倒引当金繰入額903百万円（同29.8%増）、債権回収費用457百万円等を計上し、合計2,719百万円（同45.8%増）となりました。この結果、営業利益は5,075百万円（同56.1%増）となりました。

営業外収益は、22百万円（前年同期比73.2%減）となり、営業外費用につきましては、主に資金調達の拡大に伴う支払利息609百万円（同89.5%増）等により、合計で662百万円（同86.8%増）となりました。この結果、経常利益は4,436百万円（同48.7%増）となりました。

また、特別利益6百万円、法人税関連費用1,927百万円（前年同期比77.1%増）、少数株主利益56百万円（同87.4%減）の計上により、中間純利益は2,458百千円（同70.3%増）となりました。

なお、ニッシン債権回収㈱の業績（個別）につきましては、営業収益5,773百万円（前年同期比6.7%減）、経常利益606百万円（同64.9%減）、中間純利益349百万円（同65.6%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ1,639百万円減少し、3,750百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における営業活動による資金の減少は3,734百万円（前年同期は8,359百万円の減少）となりました。これは、主に税金等調整前中間純利益が4,442百万円（前年同期比1,459百万円増）、貸倒関連費用が903百万円（同206百万円増）となったものの、匿名組合損益分配額が2,594百万円（同1,778百万円増）、法人税等の支払額が1,291百万円（同72百万円減）、買取債権に係る資金の純減額が3,813百万円（前年同期は216百万円の純増）及び、買取不動産に係る資金の純減額が408百万円（同7,110百万円の純減）となったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における投資活動による資金の増加は3,272百万円（前年同期は1,552百万円の増加）となりました。これは、主に匿名組合出資金に係る資金の純増額が2,750百万円（同3,134百万円の純増）、投資有価証券に係る資金の純増額が646百万円（同1,506百万円の純減）となったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における財務活動による資金の減少は1,177百万円（前年同期は8,662百万円の増加）となりました。これは、主に短期借入金の純減額が63百万円（同2,325百万円の純増）、長期借入金の純減額1,079百万円（同6,879百万円の純増）となったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは、主に債権の回収等の業務を行っており、生産を行っていないため、生産実績及び受注状況については記載しておりません。

(1) 債権買取額及び不動産買取額

当中間連結会計期間における債権買取額及び不動産買取額は、次のとおりであります。

区分	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
	金額(百万円)	比率(%)	金額(百万円)	比率(%)	金額(百万円)	比率(%)
債権買取額	5,538	39.5	12,786	80.5	19,564	48.8
不動産買取額	8,469	60.5	3,099	19.5	20,503	51.2
合計	14,007	100.0	15,885	100.0	40,067	100.0

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 買取債権の推移

当中間連結会計期間における買取債権の推移は、次のとおりであります。

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)					
期首残高 (百万円)	当期買取額 (百万円)	当期減少額			期末残高 (百万円)
		当期回収額 (百万円)	貸倒償却額 (百万円)	その他 (百万円)	
31,508	12,786	8,973	433	93	34,794

(注) 1 当期減少額のその他は、不動産担保付債権の自己競落等による減少額であります。

2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 営業収益の内訳

当中間連結会計期間における営業収益の内訳は、次のとおりであります。

区分	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
	金額(百万円)	構成(%)	金額(百万円)	構成(%)	金額(百万円)	構成(%)
営業収益	12,073	100.0	19,922	100.0	31,690	100.0
買取債権回収高	8,552	70.8	12,584	63.2	18,789	59.3
買取不動産売却高	2,292	19.0	3,520	17.7	10,678	33.7
受託手数料	60	0.5	29	0.1	107	0.3
その他	1,168	9.7	3,787	19.0	2,115	6.7

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、重要な設備投資及び重要な設備の除却・売却はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、重要な設備の新設・除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,200,000
計	3,200,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月7日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,087,360	1,087,360	東京証券取引所 (マザーズ市場)	—
計	1,087,360	1,087,360	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成19年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①平成16年3月30日臨時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数	7個(注)3	7個(注)3
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	560株(注)1、3、4	560株(注)1、3、4
新株予約権の行使時の払込金額	6,250円(注)2、4	同左
新株予約権の行使期間	平成18年4月1日～ 平成21年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 6,250円 資本組入額 3,125円	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者は権利行使時において、当社が認める事由ある場合を除き、当社の取締役、監査役、従業員及び顧問、当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と被付与者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分を認めない。	
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、80株であります。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整の結果生ずる1株に満たない端数については切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割(又は併合)の比率

2 新株予約権発行後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、払込金額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分が行なわれる場合(新株予約権の行使により新株式の発行が行なわれる場合を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

3 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職・権利放棄等により権利を喪失した数を控除しております。

4 平成16年6月1日付の株式分割(1:2)、平成16年12月20日付の株式分割(1:5)、平成17年5月20日付の株式分割(1:2)、平成17年11月21日付の株式分割(1:2)及び、平成18年4月1日付の株式分割(1:2)により、各数値の調整を行っております。

②平成17年6月21日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数	565個(注)3	555個(注)3
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	2,260株(注)1、3、4	2,220株(注)1、3、4
新株予約権の行使時の払込金額	51,549円(注)2、4	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～ 平成22年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 51,549円 資本組入額 25,775円	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者は権利行使時において、当社が認める事由ある場合を除き、当社の取締役、監査役、従業員及び顧問、当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と被付与者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の決議を要する。	
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、4株であります。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整の結果生ずる1株に満たない端数については切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割(又は併合)の比率

2 新株予約権発行後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額＝調整前払込金額× $\frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$

また、払込金額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分が行なわれる場合(新株予約権の行使により新株式の発行が行なわれる場合を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額＝調整前払込金額× $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$

3 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職・権利放棄等により権利を喪失した数を控除しております。

4 平成17年11月21日付の株式分割(1:2)及び、平成18年4月1日付の株式分割(1:2)により、各数値の調整を行っております。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①平成18年8月7日取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数	1,400個	1,400個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,400株(注) 1	1,400株(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	67,362円(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成18年9月1日～ 平成23年8月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 67,362円 資本組入額 33,681円	同左
新株予約権の行使の条件	①当社取締役 権利行使時において、原則として、当社取締役の地位を有していることを要する。 ②当社執行役員 権利行使時において、原則として、当社及び当社の子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員の地位を有していることを要する。	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分を認めない。	
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整の結果生ずる1株に満たない端数については切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割(又は併合)の比率

2 新株予約権発行後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、払込金額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分が行なわれる場合(新株予約権の行使により新株式の発行が行なわれる場合を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

3 組織再編成時の取扱い

当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転(以下、「組織再編行為」という。)をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の数と同一の数とする。

- (2) 新株予約権の目的となる株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的となる株式の数
組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された額とし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
 - (5) 新株予約権の行使期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（ただし、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。
 - (7) 新株予約権の取得承認
譲渡による当該新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- 4 新株予約権の取得条項
- (1) 新株予約権者が、新株予約権を取得した後権利行使をする前に、新株予約権の行使条件により本件新株予約権を行使できなくなった場合は、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。
 - (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書並びに株式移転計画書が当社株主総会で承認されたときは、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を無償で取得できるものとする。

②平成18年8月7日取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数	3,940個	3,910個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	3,940株(注)1	3,910株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	58,380円(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成18年9月1日～ 平成23年8月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 58,380円 資本組入額 29,190円	同左
新株予約権の行使の条件	権利行使時において、原則として、当社及び当社の子会社の 取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員の地位を有してい ることを要する。	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分を認めない。	
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)3	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整の結果生ずる1株に満たない端数については切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割(又は併合)の比率

2 新株予約権発行後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額＝調整前払込金額× $\frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$

また、払込金額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分が行なわれる場合(新株予約権の行使により新株式の発行が行なわれる場合を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額＝調整前払込金額× $\frac{\text{既発行株式数}+\frac{\text{新規発行株式数}\times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{分割}\cdot\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数}+\text{分割}\cdot\text{新規発行による増加株式数}}$

3 組織再編成時の取扱い

当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転(以下、「組織再編行為」という。)をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権の数と同一の数とする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる株式の数

組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された額とし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
- (5) 新株予約権の行使期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（ただし、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。
- (7) 新株予約権の取得承認
譲渡による当該新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

4 新株予約権の取得条項

- (1) 新株予約権者が、新株予約権を取得した後権利行使をする前に、新株予約権の行使条件により本件新株予約権を行使できなくなった場合は、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書並びに株式移転計画書が当社株主総会で承認されたときは、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を無償で取得できるものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年4月1日 ～ 平成19年9月30日 (注)	3,040	1,087,360	5	1,736	4	1,522

(注) 新株予約権の権利行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
NISグループ株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目6-1 新宿 エルタワー25階 (登記簿上の本店所在地 愛媛県松山市 千舟町5丁目7番地6)	800,000	73.57
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	23,815	2.19
天 野 量 公	東京都千代田区	12,000	1.10
ユナイテッド ネーションズ, フォーザ ユナイテッド ネ ーションズ ジョイント スタ ッフ ペンション ファンド ア ユーエヌ オーガン (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	1 DAG HAMMARSKJOLD PLAZA, 885 2ND AVENUE, 4TH FLOOR, P. O. BOX 5037 NEW YORK, NY 10017, U. S. A. (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	8,587	0.79
合田 益己	東京都北区	6,640	0.61
日興シティグループ証券 株式会社	東京都港区赤坂5丁目2-20 赤坂パー クビルヂング	6,432	0.59
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9-1号	5,359	0.49
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-11	5,050	0.46
寄 岡 正 一	東京都杉並区	4,440	0.41
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジェイピーアール デイ アイエスジー エフイー - エイシー (常任代理人 株式会社三菱東 京UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC 4 A 2 BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	4,128	0.38
計	—	876,451	80.60

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,087,360	1,087,360	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,087,360	—	—
総株主の議決権	—	1,087,360	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が9株(議決権9個)含まれております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	42,300	42,400	33,950	32,000	29,710	22,300
最低(円)	34,600	30,400	30,800	27,000	21,000	16,250

(注) 株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

3 【役員の状況】

新役名及び職名		旧役名及び職名		氏名	異動年月日
取締役	執行役員兼 投資事業部長	取締役	執行役員兼アセット マネジメント部長	森 泉 浩 一	平成19年12月1日

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

- (3) 当社の中間連結財務諸表及び中間財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額は、従来、千円単位で記載しておりましたが、当中間連結会計期間及び当中間会計期間より百万円単位で記載することに変更いたしました。

なお、比較を容易にするため、前中間連結会計期間、前連結会計年度、前中間会計期間及び前事業年度についても百万円単位に組替え表示しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間財務諸表について、三優監査法人による中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

		前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金	※2	5,015		4,508		5,750	
2 買取債権		25,084		34,794		31,508	
3 買取不動産	※2	14,519		19,577		19,439	
4 繰延税金資産		723		1,297		892	
5 その他	※2	3,314		1,440		755	
貸倒引当金		△2,057		△3,116		△2,645	
流動資産合計		46,601	88.6	58,502	90.0	55,700	89.2
II 固定資産							
1 有形固定資産	※1	28		31		30	
2 無形固定資産		10		7		8	
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		—		5,692		—	
(2) 出資金		3,827		—		4,327	
(3) その他		2,136		755		2,402	
投資その他の資産合計		5,964		6,448		6,729	
固定資産合計		6,003	11.4	6,486	10.0	6,769	10.8
資産合計		52,604	100.0	64,989	100.0	62,470	100.0

		前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1 短期借入金	※2	10,616		14,108		14,171	
2 1年内返済予定 長期借入金	※2	11,121		14,936		13,412	
3 1年内償還予定社債		160		160		160	
4 未払法人税等		1,157		2,343		1,309	
5 賞与引当金		46		67		—	
6 役員賞与引当金		5		7		19	
7 その他		751		1,240		1,545	
流動負債合計		23,857	45.3	32,864	50.6	30,617	49.0
II 固定負債							
1 社債		460		800		380	
2 長期借入金	※2	20,051		19,109		21,713	
3 その他		—		0		1	
固定負債合計		20,511	39.0	19,910	30.6	22,094	35.4
負債合計		44,368	84.3	52,774	81.2	52,711	84.4
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		1,719		1,736		1,731	
2 資本剰余金		1,506		1,522		1,517	
3 利益剰余金		4,440		7,338		5,313	
株主資本合計		7,665	14.6	10,596	16.3	8,561	13.7
II 評価・換算差額等							
1 繰延ヘッジ損益		—		△0		△0	
評価・換算差額等合計		—	—	△0	△0.0	△0	△0.0
III 新株予約権		120	0.2	107	0.2	114	0.2
IV 少数株主持分		449	0.9	1,511	2.3	1,082	1.7
純資産合計		8,235	15.7	12,215	18.8	9,758	15.6
負債及び純資産合計		52,604	100.0	64,989	100.0	62,470	100.0

② 【中間連結損益計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)			当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)			前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
I 営業収益										
1 買取債権回収高		8,552			12,584			18,789		
2 買取不動産売却高		2,292			3,520			10,678		
3 その他		1,229	12,073	100.0	3,817	19,922	100.0	2,222	31,690	100.0
II 営業費用										
1 債権回収原価		5,755			8,973			12,844		
2 買取不動産売却原価		1,182			3,096			8,521		
3 その他原価		19	6,956	57.6	57	12,127	60.9	88	21,454	67.7
営業総利益			5,117	42.4		7,795	39.1		10,235	32.3
III 販売費及び一般管理費	※1		1,865	15.5		2,719	13.6		4,187	13.2
営業利益			3,251	26.9		5,075	25.5		6,048	19.1
IV 営業外収益										
1 受取利息		7			12			18		
2 匿名組合出資収益		57			1			78		
3 持分法による投資利益		16			—			11		
4 消費税等還付加算金		—			2			—		
5 その他		3	85	0.7	6	22	0.1	6	114	0.4
V 営業外費用										
1 支払利息		320			609			912		
2 社債利息		1			—			—		
3 その他		32	354	2.9	52	662	3.3	59	971	3.1
経常利益			2,983	24.7		4,436	22.3		5,192	16.4
VI 特別利益										
1 新株予約権戻入益		—	—	—	6	6	0.0	5	5	0.0
VII 特別損失										
1 固定資産除却損		—			—			2		
2 投資有価証券評価損		—	—	—	—	—	—	44	47	0.1
税金等調整前 中間(当期)純利益			2,983	24.7		4,442	22.3		5,150	16.3
法人税、住民税 及び事業税		1,140			2,329			2,214		
法人税等調整額		△52	1,088	9.0	△402	1,927	9.7	△236	1,978	6.2
少数株主利益			451	3.7		56	0.3		460	1.5
中間(当期)純利益			1,443	12.0		2,458	12.3		2,711	8.6

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計			
平成18年3月31日残高(百万円)	1,695	1,481	3,472	6,649	—	—	6,649
中間連結会計期間中の変動額							
新株の発行(新株予約権の行使)	24	24	—	49	—	—	49
剰余金の配当(注)	—	—	△439	△439	—	—	△439
役員賞与(注)	—	—	△28	△28	—	—	△28
中間純利益	—	—	1,443	1,443	—	—	1,443
関係会社増加に伴う利益剰余金減少高	—	—	△7	△7	—	—	△7
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	120	449	569
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	24	24	967	1,016	120	449	1,586
平成18年9月30日残高(百万円)	1,719	1,506	4,440	7,665	120	449	8,235

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	1,731	1,517	5,313	8,561
中間連結会計期間中の変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)	5	4	—	10
剰余金の配当	—	—	△433	△433
中間純利益	—	—	2,458	2,458
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	5	4	2,024	2,034
平成19年9月30日残高(百万円)	1,736	1,522	7,338	10,596

	評価・換算差額等		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計			
平成19年3月31日残高(百万円)	△0	△0	114	1,082	9,758
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	—	—	—	—	10
剰余金の配当	—	—	—	—	△433
中間純利益	—	—	—	—	2,458
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	0	0	△6	428	422
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	0	0	△6	428	2,456
平成19年9月30日残高(百万円)	△0	△0	107	1,511	12,215

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	1,695	1,481	3,472	6,649
連結会計年度中の変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)	36	36	—	72
剰余金の配当(注)	—	—	△439	△439
剰余金の配当(中間配当)	—	—	△394	△394
役員賞与(注)	—	—	△28	△28
当期純利益	—	—	2,711	2,711
関係会社増加に伴う利益剰余金減少高	—	—	△7	△7
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	36	36	1,840	1,912
平成19年3月31日残高(百万円)	1,731	1,517	5,313	8,561

	評価・換算差額等		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計			
平成18年3月31日残高(百万円)	—	—	—	—	6,649
連結会計年度中の変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	—	—	—	—	72
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	△439
剰余金の配当(中間配当)	—	—	—	—	△394
役員賞与(注)	—	—	—	—	△28
当期純利益	—	—	—	—	2,711
関係会社増加に伴う利益剰余金減少高	—	—	—	—	△7
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△0	△0	114	1,082	1,196
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	△0	△0	114	1,082	3,109
平成19年3月31日残高(百万円)	△0	△0	114	1,082	9,758

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の要約 連結キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期)純利益		2,983	4,442	5,150
減価償却費		3	4	7
株式報酬費用		120	—	120
新株予約権戻入益		—	△6	△5
株式交付費		3	1	5
貸倒引当金の増加額		265	470	853
賞与引当金の増加額		46	67	—
役員賞与引当金の増加額 (△は減少額)		5	△11	19
受取利息及び受取配当金		△7	△26	△18
支払利息		321	609	912
匿名組合損益分配額		△816	△2,594	△1,018
投資事業組合損益分配額		—	△410	—
貸倒償却額		431	433	830
その他流動資産の増加額		△2,605	△709	△42
その他流動負債の増加額 (△は減少額)		△331	△105	299
為替差損益		0	—	△0
役員賞与の支払額		△28	—	△28
その他		△196	270	△128
小計		194	2,434	6,955
利息の受取額		5	46	19
利息の支払額		△301	△702	△811
法人税等の支払額		△1,363	△1,291	△2,295
小計		△1,465	486	3,868
買取不動産の買取による支出	※2	△8,293	△3,231	△20,375
買取不動産の売却による収入		1,182	2,823	8,529
買取債権の買取による支出		△5,538	△12,786	△19,578
買取債権の回収による収入	※2	5,755	8,973	12,844
営業活動によるキャッシュ・フロー		△8,359	△3,734	△14,711

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の要約 連結キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による支出		△5	△3	△13
無形固定資産の取得による支出		△3	—	△3
投資有価証券の取得による支出		△1,506	△1,012	△1,681
投資有価証券の償還による収入		—	1,658	—
匿名組合出資金の払込による支出		△157	△2,017	△1,407
匿名組合出資金の分配金受取 による収入		3,291	4,768	4,228
関係会社株式の取得による支出		—	△8	—
関係会社への貸付による支出		△235	△157	△323
関係会社貸付金の回収による収入		44	56	69
貸付金の回収による収入		132	—	132
連結の範囲の変更に伴う 子会社出資金の売却による支出		△1	—	△1
出資金の拠出による支出		△0	—	△0
出資金の戻入による収入		2	—	2
敷金の増加額		△8	△10	△42
その他		—	△1	—
投資活動によるキャッシュ・フロー		1,552	3,272	960
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入れによる収入		7,200	7,340	21,740
短期借入金の返済による支出		△4,874	△7,403	△15,859
長期借入れによる収入		10,986	5,850	23,222
長期借入金の返済による支出		△4,107	△6,929	△12,390
制限付預金の預入による支出		△1,772	△1,486	△3,482
制限付預金の払出による収入		2,017	1,088	4,049
社債の発行による収入		487	493	487
社債の償還による支出		△30	△80	△110
株式の発行による収入		45	8	66
少数株主からの匿名組合出資金 出資等による収入		—	372	—
少数株主への配当による支出		△851	—	△228
配当金の支払額		△438	△432	△831
財務活動によるキャッシュ・フロー		8,662	△1,177	16,663
Ⅳ 現金及び現金同等物の増加額 (△は減少額)		1,855	△1,639	2,912
Ⅴ 現金及び現金同等物の期首残高		2,264	5,390	2,264
Ⅵ 新規連結に伴う現金及び現金同等物 の増加		213	—	213
Ⅶ 現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高		4,333	3,750	5,390

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	子会社はすべて連結しております。 ① 連結子会社の数 15社 ② 連結子会社の名称 (有)ジェイ・ワン・インベストメンツ、(有)ミヤコキャピタル、(有)ジェイ・ツー・中国投資 その他12社 当中間連結会計期間に新たに設立した2社及び匿名組合の出資持分の全部を取得した1社、また、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年9月8日 実務対応報告第20号)の公表により、支配力基準の厳格化適用を行った投資事業組合等5社を合わせて計8社増加しております。 なお、(有)シー・エヌ・インベストメンツについては、出資持分の一部を譲渡したことにより持分比率が減少したため、持分法適用関連会社となっております。 (会計処理の変更) 当中間連結会計期間より「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年9月8日 実務対応報告第20号)を適用しております。 この変更により、従来の方法によった場合に比べ、総資産が1,452百万円、負債合計が1,008百万円、少数株主持分が448百万円増加し、株主資本合計が5百万円減少しております。また、営業収益が4,298百万円、営業利益が1,207百万円、経常利益及び税金等調整前中間純利益が451百万円、少数株主利益が451百万円増加し、中間純利益が0百万円減少しております。	子会社はすべて連結しております。 ① 連結子会社の数 25社 ② 連結子会社の名称 (有)ジェイ・ワン・インベストメンツ、(有)ミヤコキャピタル、(有)ジェイ・ツー・中国投資 その他22社 当中間連結会計期間に新たに設立した2社及び出資持分の過半数以上を取得した4社を合わせて計6社増加しております。 なお、前連結会計年度まで連結範囲に含めていた(有)新日本創造ファンドは、匿名組合出資の払戻により支配力がなくなったため、連結の範囲から除外しております。	子会社はすべて連結しております。 ① 連結子会社の数 20社 ② 連結子会社の名称 (有)ジェイ・ワン・インベストメンツ、(有)ミヤコキャピタル、(有)ジェイ・ツー・中国投資 その他17社 当連結会計年度に新たに設立した6社及び匿名組合の出資持分の過半数以上を取得した2社、また、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年9月8日 実務対応報告第20号)の公表により、支配力基準の厳格化適用を行った投資事業組合等5社を合わせて計13社増加しております。 なお、(有)シー・エヌ・インベストメンツについては、出資持分の一部を譲渡したことにより持分比率が減少したため、持分法適用関連会社となっております。 (会計処理の変更) 当連結会計年度より「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年9月8日 実務対応報告第20号)を適用しております。 この変更により、従来の方法によった場合に比べ、総資産が269百万円、負債合計が13百万円、少数株主持分が263百万円増加し、株主資本合計が7百万円減少しております。また、営業収益が4,333百万円、営業利益が1,200百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益が446百万円、少数株主利益が449百万円増加し、当期純利益が2百万円減少しております。

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
2 持分法の適用に関する事項	① 持分法を適用した関連会社数 9社 ② 関連会社の名称 (有)シー・エヌ・キャピタル、 (有)シー・エヌ・ツー、(有)シー・エヌ・スリー、(有)シー・エヌ・フォー、(有)シー・エヌ・インベストメンツ、ストラテック(株)(旧社名三洋パシフィック投資顧問(株))、その他3社 なお、前連結会計年度まで連結子会社であった(有)シー・エヌ・インベストメンツは、出資持分を一部譲渡したことにより持分比率が減少したため持分法適用会社となり、この他設立による1社及び「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年9月8日 実務対応報告第20号)の適用による持分法の適用会社の範囲の変更による2社の増加を合わせて計4社が当中間連結会計期間より、持分法適用会社となりました。 また、(有)ニッシンメディカル・パートナーズは、事業終了に伴い清算終了したため関連会社ではなくなりました。 ③ 連結決算日と異なる関連会社の持分法の適用については、12月31日を決算日とする(有)シー・エヌ・キャピタル及び(有)シー・エヌ・スリー、(有)シー・エヌ・フォー、(有)シー・エヌ・インベストメンツ並びにその他2社は、同社の仮決算に係る中間財務諸表を使用しております。5月31日を決算日とする(有)シー・エヌ・ツーは、同社の第1四半期財務諸表を使用しております。ストラテック(株)(旧社名三洋パシフィック投資顧問(株))及びその他1社の決算日は3月31日であり、持分法の適用については同社の事業年度に係る中間財務諸表を使用しております。	① 持分法を適用した関連会社数 10社 ② 関連会社の名称 (有)シー・エヌ・キャピタル、 (有)シー・エヌ・ツー、(有)シー・エヌ・スリー、(有)シー・エヌ・フォー、(有)シー・エヌ・インベストメンツ、ストラテック(株)、その他4社 なお、当中間連結会計期間より持分法適用関連会社が1社増加しております。 ③ 連結決算日と異なる関連会社の持分法の適用については、12月31日を決算日とする(有)シー・エヌ・スリー及び(有)シー・エヌ・フォー、(有)シー・エヌ・インベストメンツ並びにその他2社は、同社の仮決算に係る中間財務諸表を使用しております。5月31日を決算日とする(有)シー・エヌ・キャピタル及び(有)シー・エヌ・ツー並びにその他1社は、同社の第1四半期財務諸表を使用しております。	① 持分法を適用した関連会社数 9社 ② 関連会社の名称 (有)シー・エヌ・キャピタル、 (有)シー・エヌ・ツー、(有)シー・エヌ・スリー、(有)シー・エヌ・フォー、(有)シー・エヌ・インベストメンツ、ストラテック(株)(旧社名三洋パシフィック投資顧問(株))、その他3社 なお、前連結会計年度まで連結子会社であった(有)シー・エヌ・インベストメンツは、出資持分を一部譲渡したことにより持分比率が減少したため持分法適用会社となり、この他設立による1社及び「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年9月8日 実務対応報告第20号)の適用による持分法の適用会社の範囲の変更による2社の増加を合わせて計4社が当連結会計年度より、持分法適用会社となりました。 また、(有)ニッシンメディカル・パートナーズは、事業終了に伴い清算終了したため関連会社ではなくなりました。 ③ 連結決算日と異なる関連会社の持分法の適用については、12月31日を決算日とする(有)シー・エヌ・キャピタル及び(有)シー・エヌ・スリー、(有)シー・エヌ・フォー、(有)シー・エヌ・インベストメンツ並びにその他2社は、同社の決算に基づく財務諸表を使用しております。5月31日を決算日とする(有)シー・エヌ・ツーは、同社の仮決算に係る第3四半期財務諸表を使用しております。

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																		
3 連結子会社の中間 決算日(決算日)等 に関する事項	連結子会社の決算日が連結決算 日と異なる会社は、次のとおりで あります。 <table><tr><th>会社名</th><th>決算日</th></tr><tr><td>連結子会社7社</td><td>12月31日</td></tr><tr><td>連結子会社2社</td><td>2月28日</td></tr></table> なお、連結子会社については、 同社の事業年度に係る中間財務諸 表を使用しております。ただし、 連結決算日との間に生じた重要な 取引については、連結上必要な調 整を行っております。	会社名	決算日	連結子会社7社	12月31日	連結子会社2社	2月28日	連結子会社の決算日が連結決算 日と異なる会社は、次のとおりで あります。 <table><tr><th>会社名</th><th>決算日</th></tr><tr><td>連結子会社 13社</td><td>12月31日</td></tr><tr><td>連結子会社 3社</td><td>2月28日</td></tr></table> なお、連結子会社については、 同社の事業年度に係る中間財務諸 表を使用しております。ただし、 連結決算日との間に生じた重要な 取引については、連結上必要な調 整を行っております。	会社名	決算日	連結子会社 13社	12月31日	連結子会社 3社	2月28日	連結子会社の決算日が連結決算 日と異なる会社は、次のとおりで あります。 <table><tr><th>会社名</th><th>決算日</th></tr><tr><td>連結子会社9社</td><td>12月31日</td></tr><tr><td>連結子会社3社</td><td>2月28日</td></tr></table> なお、連結子会社については、 同社の決算日現在の財務諸表を使 用しております。ただし、連結決 算日との間に生じた重要な取引に ついては、連結上必要な調整を行 っております。	会社名	決算日	連結子会社9社	12月31日	連結子会社3社	2月28日
会社名	決算日																				
連結子会社7社	12月31日																				
連結子会社2社	2月28日																				
会社名	決算日																				
連結子会社 13社	12月31日																				
連結子会社 3社	2月28日																				
会社名	決算日																				
連結子会社9社	12月31日																				
連結子会社3社	2月28日																				
4 会計処理基準に関 する事項	(1) 重要な資産の評価基準及び評 価方法 ① 有価証券 その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法 ————— (2) 重要な減価償却資産の減価償 却の方法 ① 有形固定資産 定率法によっております。 ただし建物(建物附属設備は 除く)については定額法によ っております。 ② 無形固定資産 自社利用のソフトウェアに ついては、社内における利用 可能期間(5年)に基づく定額 法によっております。 ③ 長期前払費用 均等償却によっておりま す。	(1) 重要な資産の評価基準及び評 価方法 ① 有価証券 その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組 合等への出資については組合 の財産の持分相当額に基づき 評価しております。 ② デリバティブ 時価法 (2) 重要な減価償却資産の減価償 却の方法 ① 有形固定資産 定率法によっております。 ただし建物(建物附属設備は 除く)については定額法によ っております。 (会計処理の変更) 当中間連結会計期間か ら、法人税法の改正に伴い、 平成19年4月1日以降取得の 有形固定資産については、改 正法人税法に規定する償却方 法により減価償却費を計上し ております。 なお、この変更による営業 利益、経常利益、税金等調整 前中間純利益に与える影響は 軽微であります。 ② 無形固定資産 同左 ③ 長期前払費用 同左	(1) 重要な資産の評価基準及び評 価方法 ① 有価証券 その他有価証券 時価のないもの 同左 ② デリバティブ 同左 (2) 重要な減価償却資産の減価償 却の方法 ① 有形固定資産 定率法によっております。 ただし建物(建物附属設備は 除く)については定額法によ っております。 ② 無形固定資産 同左 ③ 長期前払費用 同左																		

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(3) 重要な引当金の計上基準 ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 ② 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。 ③ 役員賞与引当金 役員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。 (会計処理の変更) 従来、役員賞与については、株主総会の利益処分に係る決議を経て、未処分利益の減少として処理しておりましたが、当中間連結会計期間より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年11月29日 企業会計基準第4号)に基づき、発生時の費用として処理する方法に変更しております。 この変更により、従来の方法によった場合に比べ、販売費及び一般管理費が5百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、それぞれ同額減少しております。 (4) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	(3) 重要な引当金の計上基準 ① 貸倒引当金 同左 ② 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当中間連結会計期間負担額を計上しております。 ③ 役員賞与引当金 役員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当中間連結会計期間負担額を計上しております。 (4) 重要なリース取引の処理方法 同左 (5) 重要なヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 ② ヘッジ手段と対象 ・ヘッジ手段 デリバティブ取引(金利スワップ取引) ・ヘッジ対象 市場金利等の変動によりキャッシュ・フローが変動するもの(変動金利の借入金)	(3) 重要な引当金の計上基準 ① 貸倒引当金 同左 ③ 役員賞与引当金 役員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。 (会計処理の変更) 従来、役員賞与については、株主総会の利益処分に係る決議を経て、未処分利益の減少として処理しておりましたが、当連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年11月29日 企業会計基準第4号)に基づき、発生時の費用として処理する方法に変更しております。 この変更により、従来の方法によった場合に比べ、販売費及び一般管理費が19百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ同額減少しております。 (4) 重要なリース取引の処理方法 同左 (5) 重要なヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法 同左 ② ヘッジ手段と対象 同左

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(6) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 ① 買取債権回収高及び債権回収原価の計上基準 買取債権回収高は、回収時に回収金額を計上しております。また、債権回収原価については、将来のキャッシュ・フローを見積もることが可能な債権を償却原価法によって算定し、見積もることが困難な債権を回収原価法によって算定しております。 ② 買取不動産の評価基準及び評価方法 買取債権の自己競落又は、債権管理回収業の一環として取得した買取不動産については、個別法による原価法によっております。 なお、買取債権の自己競落により買取不動産を取得した際に発生する買取債権回収差益については、買取不動産売却時まで繰延処理しております。 ③ 消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。 なお、控除対象外消費税等は全額当中間連結会計期間の費用として処理しております。	③ ヘッジ方針 資金調達における金利の急激な変動が損益及びキャッシュ・フローに与える影響をヘッジすることを目的としております。 ④ ヘッジ有効性の評価方法 ヘッジ手段の指標金利とヘッジ対象の指標金利との変動幅等について、一定の相関性を判定することにより評価しております。 (6) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 ① 買取債権回収高及び債権回収原価の計上基準 同左 ② 買取不動産の評価基準及び評価方法 同左 ③ 消費税等の会計処理 同左	③ ヘッジ方針 同左 ④ ヘッジ有効性の評価方法 同左 (6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 ① 買取債権回収高及び債権回収原価の計上基準 同左 ② 買取不動産の評価基準及び評価方法 同左 ③ 消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。 なお、控除対象外消費税等は全額当連結会計年度の費用として処理しております。
5 中間連結(連結)キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金及び取得日から3ヵ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価格の変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価格の変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資であります。

会計処理の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当中間連結会計期間より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、7,665百万円であります。 また、中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。 (繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い) 当中間連結会計期間より「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。これに伴い、前中間連結会計期間において営業外費用の内訳として表示しております「新株発行費」については「株式交付費」とし、金額的重要性が低いため「その他」に含めて表示する方法に変更しております。また、前中間連結会計期間において営業活動によるキャッシュ・フローの内訳として表示していた「新株発行費」については、当中間連結会計期間より「株式交付費」として表示する方法に変更しております。 なお、当中間連結会計期間における「株式交付費」は、4百万円であります。 (ストック・オプション等に関する会計基準等) 当中間連結会計期間より「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益が120百万円減少しております。	——— ——— ———	(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当連結会計年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、8,561百万円であります。 また、連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。 (繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い) 当連結会計年度より「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。 (ストック・オプション等に関する会計基準等) 当連結会計年度より「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。 これにより、営業利益及び経常利益は120百万円、税金等調整前当期純利益が114百万円減少しております。

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
(中間連結損益計算書関係) 1 前中間連結会計期間において区分掲記しておりました「保険配当金収入」(当中間連結会計期間 0百万円)は、営業外収益の合計の100分の10以下であるため、当中間連結会計期間より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。	(中間連結貸借対照表関係) 前中間連結会計期間において投資その他の資産の「出資金」に含めておりました一部の匿名組合契約上の権利(前中間連結会計期間 3,802百万円 当中間連結会計期間 4,168百万円)が金融商品取引法の施行により、みなし有価証券の範囲に含まれることになりました。 これに伴い、当中間連結会計期間より、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券」(前中間連結会計期間 1,603百万円)は資産総額の100分の5超となったため区分掲記しております。 また、前中間連結会計期間において区分掲記しておりました投資その他の資産の「出資金」(当中間連結会計期間 1百万円)は、資産総額の100分の5以下となったため、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。
2 前中間連結会計期間において区分掲記しておりました「シンジケートローン組成費用」(当中間連結会計期間 14百万円)は、営業外費用の合計の100分の10以下であるため、当中間連結会計期間より営業外費用の「その他」に含めて表示しております。	(中間連結損益計算書関係) 前中間連結会計期間において区分掲記しておりました「社債利息」(当中間連結会計期間 4百万円)は、金額的重要性が低いため、当中間連結会計期間より営業外費用の「支払利息」に含めて表示しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
※1 有形固定資産の 減価償却累計額 14百万円	※1 有形固定資産の 減価償却累計額 20百万円	※1 有形固定資産の 減価償却累計額 17百万円
※2 担保に供している資産及びこれに 対応する債務は次のとおりであります。 担保に供している資産 現金及び預金 682百万円 買取不動産 7,350百万円 流動資産その他 2,185百万円 合計 10,218百万円 上記に対応する債務 短期借入金 985百万円 1年内返済予定 1,940百万円 長期借入金 7,435百万円 合計 10,360百万円 なお、上記以外に兄弟会社NIS不動産 (株)の金融機関からの借入金に対し買 取不動産1,562百万円を担保に供して おります。	※2 担保に供している資産及びこれに 対応する債務は次のとおりであります。 担保に供している資産 現金及び預金 758百万円 買取不動産 11,548百万円 合計 12,306百万円 上記に対応する債務 短期借入金 500百万円 1年内返済予定 1,461百万円 長期借入金 9,911百万円 合計 11,872百万円	※2 担保に供している資産及びこれに 対応する債務は次のとおりであります。 担保に供している資産 現金及び預金 360百万円 買取不動産 8,578百万円 合計 8,939百万円 上記に対応する債務 短期借入金 500百万円 1年内返済予定 1,125百万円 長期借入金 9,302百万円 合計 10,928百万円 なお、上記以外に兄弟会社NIS不動 産(株)の金融機関からの借入金に対し買 取不動産537百万円を担保に供して おります。
3 当座貸越契約及び貸出コミットメン ト 運転資金の効率的な調達を行うた め、親会社NISグループ(株)(旧社名(株)ニ ッシン)と当座貸越契約及び貸出コミ ットメント契約を締結しております。こ れらの契約に基づく当中間連結会計期 間末の借入未実行残高は次のとおりで あります。 当座貸越契約及 び貸出コミット 7,000百万円 メントの総額 借入実行金額 △5,100百万円 差引額 1,900百万円	3 当座貸越契約及び貸出コミットメン ト 運転資金の効率的な調達を行うた め、取引銀行1行及び親会社NISグルー プ(株)と当座貸越契約及び貸出コミッ トメント契約を締結しております。これ らの契約に基づく当中間連結会計期間 末の借入未実行残高は次のとおりであ ります。 当座貸越契約及 び貸出コミット 17,000百万円 メントの総額 借入実行金額 △12,500百万円 差引額 4,500百万円	3 当座貸越契約及び貸出コミットメン ト 運転資金の効率的な調達を行うた め、取引銀行1行及び親会社NISグルー プ(株)(旧社名(株)ニッシン)と当座貸越 契約及び貸出コミットメント契約を締 結しております。これらの契約に基づ く当連結会計年度末の借入未実行残高 は次のとおりであります。 当座貸越契約及 び貸出コミット 15,900百万円 メントの総額 借入実行金額 △11,650百万円 差引額 4,250百万円

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 販売費及び一般管理費の主要な費目 及び金額は次のとおりであります。	※1 販売費及び一般管理費の主要な費目 及び金額は次のとおりであります。	※1 販売費及び一般管理費の主要な費目 及び金額は次のとおりであります。
貸倒損失 1百万円	貸倒引当金繰入額 903百万円	貸倒損失 13百万円
貸倒引当金繰入額 696百万円	役員報酬 48百万円	貸倒引当金繰入額 1,673百万円
役員報酬 40百万円	給料手当 334百万円	役員報酬 84百万円
給料手当 280百万円	賞与引当金繰入額 67百万円	給料手当 558百万円
賞与引当金繰入額 46百万円	役員賞与引当金繰入額 7百万円	役員賞与引当金繰入額 19百万円
役員賞与引当金繰入額 5百万円	法定福利費 45百万円	株式報酬費用 120百万円
株式報酬費用 120百万円	租税公課 169百万円	賞与 113百万円
法定福利費 36百万円	債権回収費用 457百万円	法定福利費 84百万円
福利厚生費 2百万円	減価償却費 4百万円	減価償却費 7百万円
租税公課 62百万円	賃借料 88百万円	賃借料 143百万円
債権買取費用 68百万円		
減価償却費 3百万円		
賃借料 61百万円		

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	536,400	544,320	—	1,080,720

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

株式分割による増加 536,400株

新株予約権行使による増加 7,920株

2 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当中間連結会計期間末残高(百万円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	120

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月23日 定時株主総会	普通株式	439	820	平成18年3月31日	平成18年6月26日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間連結会計期間後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年11月6日 取締役会	普通株式	利益剰余金	394	365	平成18年9月30日	平成18年12月11日

当中間連結会計期間（自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	1,084,320	3,040	—	1,087,360

（変動事由の概要）

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

新株予約権行使による増加 3,040株

2 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当中間連結会計期間末残高（百万円）
			前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末	
提出会社（親会社）	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	107

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年 5 月 8 日 取締役会	普通株式	433	400	平成19年 3 月31日	平成19年 6 月25日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間連結会計期間後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年11月 6 日 取締役会	普通株式	利益剰余金	451	415	平成19年 9 月30日	平成19年12月10日

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	536,400	547,920	—	1,084,320

（変動事由の概要）

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

株式分割による増加 536,400株

新株予約権行使による増加 11,520株

2 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	114

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成18年6月23日 定時株主総会	普通株式	439	820	平成18年3月31日	平成18年6月26日
平成18年11月6日 取締役会	普通株式	394	365	平成18年9月30日	平成18年12月11日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年5月8日 取締役会	普通株式	利益剰余金	433	400	平成19年3月31日	平成19年6月25日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 5,015百万円 引出制限付預金 △682百万円 <u>現金及び現金同等物 4,333百万円</u>	1 現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 4,508百万円 引出制限付預金 △758百万円 <u>現金及び現金同等物 3,750百万円</u>	1 現金及び現金同等物の連結会計年度末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 5,750百万円 引出制限付預金 △360百万円 <u>現金及び現金同等物 5,390百万円</u>
※2 「営業活動によるキャッシュ・フロー」における「買取債権の回収による収入」及び「買取不動産の買取による支出」には不動産担保付債権の自己競落による回収額115百万円が含まれておりません。	※2 「営業活動によるキャッシュ・フロー」における「買取債権の回収による収入」及び「買取不動産の買取による支出」には不動産担保付債権の自己競落による回収額135百万円が含まれておりません。	※2 「営業活動によるキャッシュ・フロー」における「買取債権の回収による収入」及び「買取不動産の買取による支出」には不動産担保付債権の自己競落による回収額221百万円が含まれておりません。

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)																																																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額																																																
<table><tr><td></td><td>取得価額相当額 (百万円)</td><td>減価償却累計額相当額 (百万円)</td><td>中間期末残高相当額 (百万円)</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>14</td><td>1</td><td>12</td></tr><tr><td>ソフトウェア</td><td>83</td><td>38</td><td>44</td></tr><tr><td>合計</td><td>97</td><td>40</td><td>56</td></tr></table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	器具備品	14	1	12	ソフトウェア	83	38	44	合計	97	40	56	<table><tr><td></td><td>取得価額相当額 (百万円)</td><td>減価償却累計額相当額 (百万円)</td><td>中間期末残高相当額 (百万円)</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>17</td><td>5</td><td>12</td></tr><tr><td>ソフトウェア</td><td>83</td><td>58</td><td>24</td></tr><tr><td>合計</td><td>100</td><td>63</td><td>36</td></tr></table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	器具備品	17	5	12	ソフトウェア	83	58	24	合計	100	63	36	<table><tr><td></td><td>取得価額相当額 (百万円)</td><td>減価償却累計額相当額 (百万円)</td><td>期末残高相当額 (百万円)</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>17</td><td>3</td><td>13</td></tr><tr><td>ソフトウェア</td><td>83</td><td>48</td><td>34</td></tr><tr><td>合計</td><td>100</td><td>51</td><td>48</td></tr></table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	器具備品	17	3	13	ソフトウェア	83	48	34	合計	100	51	48
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																															
器具備品	14	1	12																																															
ソフトウェア	83	38	44																																															
合計	97	40	56																																															
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																															
器具備品	17	5	12																																															
ソフトウェア	83	58	24																																															
合計	100	63	36																																															
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																															
器具備品	17	3	13																																															
ソフトウェア	83	48	34																																															
合計	100	51	48																																															
② 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 22百万円 1年超 35百万円 合計 57百万円	② 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 21百万円 1年超 15百万円 合計 37百万円	② 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 23百万円 1年超 26百万円 合計 49百万円																																																
③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 11百万円 減価償却費相当額 10百万円 支払利息相当額 0百万円	③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 12百万円 減価償却費相当額 11百万円 支払利息相当額 0百万円	③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 23百万円 減価償却費相当額 22百万円 支払利息相当額 1百万円																																																
④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期の配分方法については、利息法によっております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。	④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 ・減価償却費相当額の算定方法 同左 ・利息相当額の算定方法 同左 (減損損失について) 同左	④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 ・減価償却費相当額の算定方法 同左 ・利息相当額の算定方法 同左 (減損損失について) 同左																																																

(有価証券関係)

時価評価されていない主な有価証券

区分	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
その他有価証券	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	45	2	2
投資事業有限責任組合出資金	1,505	728	1,671
匿名組合出資金	—	4,168	—
優先出資証券	—	150	—
計	1,550	5,049	1,674

(注) 前連結会計年度において、有価証券について44百万円減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては期末における時価が取得価額に比べて50%以上下落した場合には減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
当社グループはデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。	当社グループの利用しているデリバティブ取引は全てヘッジ会計を適用しているため、取引の時価等に関する事項の記載を省略しております。	同左

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 中間連結財務諸表への影響額

株式報酬費用(販売費及び一般管理費) 120百万円

2 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

(1)

	新株予約権証券2006A
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名 当社執行役員2名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式1,400株
付与日	平成18年8月23日
権利確定条件	①当社取締役 権利確定日に当社取締役の地位を有していること ②当社執行役員 権利確定日に当社及び当社の子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員の地位を有していること
対象勤務期間	自 平成18年8月23日 至 平成18年8月31日
権利行使期間	自 平成18年9月1日 至 平成23年8月6日
権利行使価格(円)	67,362
付与日における公正な評価単価(円)	18,737

(2)

	新株予約権証券2006B
付与対象者の区分及び人数	当社従業員80名 当社顧問6名 子会社取締役1名 子会社従業員5名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式4,530株
付与日	平成18年8月23日
権利確定条件	権利確定日に当社及び当社の子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員の地位を有していること
対象勤務期間	自 平成18年8月23日 至 平成18年8月31日
権利行使期間	自 平成18年9月1日 至 平成23年8月6日
権利行使価格(円)	58,380
付与日における公正な評価単価(円)	20,729

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 中間連結財務諸表への影響額

新株予約権戻入益(特別利益) 6百万円

2 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

該当事項ありません。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 連結財務諸表への影響額

株式報酬費用(販売費及び一般管理費) 120百万円
 新株予約権戻入益(特別利益) 5百万円

2 当連結会計年度に付与したストック・オプションの内容

(1)

	新株予約権証券2006A
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名 当社執行役員2名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式1,400株
付与日	平成18年8月23日
権利確定条件	①当社取締役 権利確定日に当社取締役の地位を有していること ②当社執行役員 権利確定日に当社及び当社の子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員の地位を有していること
対象勤務期間	自 平成18年8月23日 至 平成18年8月31日
権利行使期間	自 平成18年9月1日 至 平成23年8月6日
権利行使価格(円)	67,362
付与日における公正な評価単価(円)	18,737

(2)

	新株予約権証券2006B
付与対象者の区分及び人数	当社従業員80名 当社顧問6名 子会社取締役1名 子会社従業員5名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式4,530株
付与日	平成18年8月23日
権利確定条件	権利確定日に当社及び当社の子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員の地位を有していること
対象勤務期間	自 平成18年8月23日 至 平成18年8月31日
権利行使期間	自 平成18年9月1日 至 平成23年8月6日
権利行使価格(円)	58,380
付与日における公正な評価単価(円)	20,729

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

全セグメントの営業収益の合計、営業利益の合計額に占める債権管理回収事業の割合がいずれも90%を超えるため、事業の種類別セグメントの記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

全セグメントの営業収益の合計、営業利益の合計額に占める債権管理回収事業の割合がいずれも90%を超えるため、事業の種類別セグメントの記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

全セグメントの営業収益の合計、営業利益の合計額に占める債権管理回収事業の割合がいずれも90%を超えるため、事業の種類別セグメントの記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)		前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	
1株当たり純資産額	7,093円40銭	1株当たり純資産額	9,745円07銭	1株当たり純資産額	7,895円48銭
1株当たり中間純利益	1,337円56銭	1株当たり中間純利益	2,264円26銭	1株当たり当期純利益	2,509円80銭
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	1,327円30銭	潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	2,260円49銭	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	2,493円83銭
提出会社は、平成18年4月1日付で株式 1株につき2株の株式分割を行っておりま す。 なお、当該株式分割が前期首に行われた と仮定した場合の1株当たりの情報につい ては、それぞれ以下のとおりとなります。				提出会社は、平成18年4月1日付で株式 1株につき2株の株式分割を行っておりま す。 なお、当該株式分割が前期首に行われた と仮定した場合の1株当たりの情報につい ては、それぞれ以下のとおりとなります。	
前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)			
1株当たり純資産額 5,327円28銭	1株当たり純資産額 6,171円30銭	1株当たり純資産額 6,171円30銭			
1株当たり中間純利益 1,075円24銭	1株当たり当期純利益 2,180円35銭	1株当たり当期純利益 2,180円35銭			
潜在株式調整後1株 当たり中間純利益 1,050円23銭	潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 2,139円19銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益 2,139円19銭			

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前中間連結会計期間末 平成18年 9月30日	当中間連結会計期間末 平成19年 9月30日	前連結会計年度末 平成19年 3月31日
中間連結(連結)貸借対照表の純資産の部の合計額	8,235百万円	12,215百万円	9,758百万円
普通株式に係る純資産額	7,665百万円	10,596百万円	8,561百万円
差額の主な内訳 新株予約権	120百万円	107百万円	114百万円
少数株主持分	449百万円	1,511百万円	1,082百万円
普通株式の発行済株式総数	1,080,720株	1,087,360株	1,084,320株
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数	1,080,720株	1,087,360株	1,084,320株

2 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
中間連結(連結)損益計算書上の中間(当期)純利益	1,443百万円	2,458百万円	2,711百万円
普通株式に係る中間(当期)純利益	1,443百万円	2,458百万円	2,711百万円
普通株主に帰属しない金額の内訳	—	—	—
普通株式の期中平均株式数	1,079,029株	1,085,806株	1,080,228株
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳 新株予約権	8,344株	1,813株	6,916株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成18年8月7日付取締役会決議新株予約権 1,400個 平成18年8月7日付取締役会決議新株予約権 4,530個	平成17年6月21日付特別決議新株予約権 565個 平成18年8月7日付取締役会決議新株予約権 1,400個 平成18年8月7日付取締役会決議新株予約権 3,940個	平成17年6月21日付特別決議新株予約権 585個 平成18年8月7日付取締役会決議新株予約権 1,400個 平成18年8月7日付取締役会決議新株予約権 4,250個

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

		前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金	※ 2	4,153		3,702		4,472	
2 買取債権		19,818		27,465		23,023	
3 買取不動産		165		9		17	
4 繰延税金資産		693		941		827	
5 関係会社短期貸付金		137		—		—	
6 その他		568		565		837	
貸倒引当金		△2,044		△2,982		△2,625	
流動資産合計		23,492	53.5	29,701	55.1	26,553	48.1
II 固定資産							
1 有形固定資産	※ 1	28		29		30	
2 無形固定資産		7		5		6	
3 投資その他の資産							
(1) 関係会社 長期貸付金		19,238		23,120		28,392	
(2) その他		1,157		1,003		274	
投資その他の資産 合計		20,396		24,123		28,667	
固定資産合計		20,432	46.5	24,159	44.9	28,704	51.9
資産合計		43,924	100.0	53,860	100.0	55,257	100.0

		前中間会計期間末 (平成18年9月30日)			当中間会計期間末 (平成19年9月30日)			前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)		構成比 (%)	金額(百万円)		構成比 (%)	金額(百万円)		構成比 (%)
(負債の部)										
I 流動負債										
1 短期借入金	※2		10,616			14,108			14,171	
2 1年内返済予定 長期借入金	※2		11,121			14,936			13,412	
3 1年内償還予定社債			160			160			160	
4 未払法人税等			831			372			731	
5 賞与引当金			46			63			—	
6 役員賞与引当金			5			7			19	
7 その他			204			217			503	
流動負債合計			22,984	52.3		29,865	55.5		28,998	52.5
II 固定負債										
1 社債			460			800			380	
2 長期借入金	※2		14,386			17,309			19,913	
3 その他			—			0			1	
固定負債合計			14,846	33.8		18,110	33.6		20,294	36.7
負債合計			37,831	86.1		47,975	89.1		49,292	89.2
(純資産の部)										
I 株主資本										
1 資本金			1,719	3.9		1,736	3.2		1,731	3.1
2 資本剰余金										
(1) 資本準備金		1,506			1,522			1,517		
資本剰余金合計			1,506	3.4		1,522	2.8		1,517	2.8
3 利益剰余金										
(1) 利益準備金		2			2			2		
(2) その他利益剰余金										
別途積立金		1,500			1,500			1,500		
繰越利益剰余金		1,245			1,017			1,101		
利益剰余金合計			2,747	6.3		2,519	4.7		2,603	4.7
株主資本合計			5,973	13.6		5,777	10.7		5,851	10.6
II 評価・換算差額等										
1 繰延ヘッジ損益			—			△0			△0	
評価・換算差額等合計			—	—		△0	△0.0		△0	△0.0
III 新株予約権			120	0.3		107	0.2		114	0.2
純資産合計			6,093	13.9		5,885	10.9		5,965	10.8
負債及び純資産合計			43,924	100.0		53,860	100.0		55,257	100.0

② 【中間損益計算書】

		前中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)			当中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)			前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
I 営業収益										
1 買取債権回収高		6,061			5,683			11,672		
2 その他		127	6,189	100.0	89	5,773	100.0	352	12,025	100.0
II 営業費用										
1 債権回収原価		3,618			3,326			6,882		
2 その他原価		4	3,623	58.5	8	3,335	57.8	153	7,035	58.5
営業総利益			2,566	41.5		2,438	42.2		4,989	41.5
III 販売費及び一般管理費	※ 1		1,599	25.9		1,745	30.2		3,620	30.1
営業利益			966	15.6		692	12.0		1,368	11.4
IV 営業外収益										
1 受取利息		289			527			882		
2 匿名組合出資収益		789			1			809		
3 その他		4	1,082	17.5	11	540	9.4	7	1,699	14.1
V 営業外費用										
1 支払利息		288			581			811		
2 社債利息		1			4			4		
3 その他		32	322	5.2	40	626	10.9	43	859	7.1
経常利益			1,727	27.9		606	10.5		2,208	18.4
VI 特別利益										
1 新株予約権戻入益		—	—	—	6	6	0.1	5	5	0.0
VII 特別損失										
1 関係会社株式評価損		—			7			—		
2 その他		—	—	—	—	7	0.1	47	47	0.4
税引前中間(当期) 純利益			1,727	27.9		606	10.5		2,166	18.0
法人税、住民税 及び事業税		816			367			1,157		
法人税等調整額		△105	710	11.5	△110	256	4.4	△256	900	7.5
中間(当期)純利益			1,016	16.4		349	6.1		1,266	10.5

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本							新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備 金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益 剰余金				利益剰余金 合計
平成18年 3 月31日残高 (百万円)	1,695	1,481	1,481	2	1,000	1,197	2,199	5,376	—	5,376
中間会計期間中の変動額										
新株の発行 (新株予約権の行使)	24	24	24	—	—	—	—	49	—	49
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	—	△439	△439	△439	—	△439
役員賞与(注)	—	—	—	—	—	△28	△28	△28	—	△28
別途積立金の積立(注)	—	—	—	—	500	△500	—	—	—	—
中間純利益	—	—	—	—	—	1,016	1,016	1,016	—	1,016
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動 額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	120	120
中間会計期間中の変動額 合計(百万円)	24	24	24	—	500	48	548	597	120	717
平成18年 9 月30日残高 (百万円)	1,719	1,506	1,506	2	1,500	1,245	2,747	5,973	120	6,093

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
平成19年3月31日残高(百万円)	1,731	1,517	1,517	2	1,500	1,101
中間会計期間中の変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)	5	4	4	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△433
中間純利益	—	—	—	—	—	349
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	5	4	4	—	—	△83
平成19年9月30日残高(百万円)	1,736	1,522	1,522	2	1,500	1,017

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
	利益剰余金 合計					
平成19年3月31日残高(百万円)	2,603	5,851	△0	△0	114	5,965
中間会計期間中の変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)	—	10	—	—	—	10
剰余金の配当	△433	△433	—	—	—	△433
中間純利益	349	349	—	—	—	349
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額(純額)	—	—	0	0	△6	△6
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△83	△73	0	0	△6	△79
平成19年9月30日残高(百万円)	2,519	5,777	△0	△0	107	5,885

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
平成18年3月31日残高(百万円)	1,695	1,481	1,481	2	1,000	1,197
事業年度中の変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)	36	36	36	—	—	—
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	—	△439
剰余金の配当(中間配当)	—	—	—	—	—	△394
役員賞与(注)	—	—	—	—	—	△28
別途積立金の積立(注)	—	—	—	—	500	△500
当期純利益	—	—	—	—	—	1,266
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計(百万円)	36	36	36	—	500	△96
平成19年3月31日残高(百万円)	1,731	1,517	1,517	2	1,500	1,101

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
	利益剰余金 合計					
平成18年3月31日残高(百万円)	2,199	5,376	—	—	—	5,376
事業年度中の変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)	—	72	—	—	—	72
剰余金の配当(注)	△439	△439	—	—	—	△439
剰余金の配当(中間配当)	△394	△394	—	—	—	△394
役員賞与(注)	△28	△28	—	—	—	△28
別途積立金の積立(注)	—	—	—	—	—	—
当期純利益	1,266	1,266	—	—	—	1,266
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	△0	△0	114	113
事業年度中の変動額合計(百万円)	403	475	△0	△0	114	589
平成19年3月31日残高(百万円)	2,603	5,851	△0	△0	114	5,965

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によって おります。 その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法によって おります。	1 資産の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法によって おります。 なお、投資事業有限責任組合等へ の出資については組合の財産の持分 相当額に基づき評価しております。 (2) デリバティブ 時価法	1 資産の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法によって おります。 (2) デリバティブ 同左
2 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法によっております。ただし、建物(建物附属設備は除く)については定額法によっております。 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。 (3) 長期前払費用 均等償却によっております。	2 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法によっております。ただし、建物(建物附属設備は除く)については定額法によっております。 (会計処理の変更) 当中間会計期間から、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降取得の有形固定資産については、改正法人税法に規定する償却方法により減価償却費を計上しております。 なお、この変更による営業利益、経常利益、税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。 (2) 無形固定資産 同左 (3) 長期前払費用 同左	2 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法によっております。ただし、建物(建物附属設備は除く)については定額法によっております。 (2) 無形固定資産 同左 (3) 長期前払費用 同左
3 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。	3 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。	3 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同左 ————— (3) 役員賞与引当金 役員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(会計処理の変更) 従来、役員賞与については、株主総会の利益処分に係る決議を経て、未処分利益の減少として処理しておりましたが、当中間会計期間より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)に基づき、発生時の費用として処理する方法に変更しております。 この変更により、従来の方法によった場合に比べ、販売費及び一般管理費が5百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益は、それぞれ同額減少しております。		(会計処理の変更) 従来、役員賞与については、株主総会の利益処分に係る決議を経て、未処分利益の減少として処理しておりましたが、当事業年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)に基づき、発生時の費用として処理する方法に変更しております。 この変更により、従来の方法によった場合に比べ、販売費及び一般管理費が19百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ同額減少しております。
4 収益及び費用の計上基準 買取債権回収高及び債権回収原価の計上基準 買取債権回収高は、回収時に回収金額を計上しております。また、債権回収原価については、将来のキャッシュ・フローを見積もることが可能な債権を償却原価法によって算定し、見積もることが困難な債権を回収原価法によって算定しております。	4 収益及び費用の計上基準 買取債権回収高及び債権回収原価の計上基準 同左	4 収益及び費用の計上基準 買取債権回収高及び債権回収原価の計上基準 同左
5 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	5 リース取引の処理方法 同左	5 リース取引の処理方法 同左
	6 ヘッジ会計の方法 (1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段と対象 ・ヘッジ手段 デリバティブ取引(金利スワップ取引) ・ヘッジ対象 市場金利等の変動によりキャッシュ・フローが変動するもの(変動金利の借入金) (3) ヘッジ方針 資金調達における金利の急激な変動が損益及びキャッシュ・フローに与える影響をヘッジすることを目的としております。 (4) ヘッジ有効性の評価方法 ヘッジ手段の指標金利とヘッジ対象の指標金利との変動幅等について、一定の相関性を判定することにより評価しております。	6 ヘッジ会計の方法 (1) ヘッジ会計の方法 同左 (2) ヘッジ手段と対象 ・ヘッジ手段 同左 ・ヘッジ対象 同左 (3) ヘッジ方針 同左 (4) ヘッジ有効性の評価方法 同左

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
7 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1) 買取不動産の評価基準及び評価方法 買取債権の自己競落又は、債権管理回収業の一環として取得した買取不動産については、個別法による原価法によっております。 なお、買取債権の自己競落により買取不動産を取得した際に発生する買取債権回収差益については、買取不動産売却時まで繰延処理しております。 (2) 消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。 なお、控除対象外消費税等は全額当中間会計期間の費用として処理しております。	7 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1) 買取不動産の評価基準及び評価方法 同左 (2) 消費税等の会計処理 同左	7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1) 買取不動産の評価基準及び評価方法 同左 (2) 消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。 なお、控除対象外消費税等は全額当期の費用として処理しております。

会計処理の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当中間会計期間より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、5,973百万円であります。 また、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。 (繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い) 当中間会計期間より「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。これに伴い、前中間会計期間において営業外費用の内訳として表示しております「新株発行費」については、「株式交付費」とし、金額的重要性が低いため「その他」に含めて表示する方法に変更しております。 なお、当中間会計期間における「株式交付費」は、4百万円であります。 (ストック・オプション等に関する会計基準等) 当中間会計期間より「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益が120百万円減少しております。	————— ————— —————	(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、5,851百万円であります。 また、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。 (繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い) 当事業年度より「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。 (ストック・オプション等に関する会計基準等) 当事業年度より「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。 これにより、営業利益及び経常利益は120百万円、税引前当期純利益は114百万円減少しております。

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)
(中間損益計算書関係) 前中間会計期間まで区分掲記しておりました「シンジケートローン組成費用」(当中間会計期間14百万円)は、営業外費用の合計の100分の10以下であるため、当中間会計期間より営業外費用の「その他」に含めて表示しております。	

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年 9 月30日)	当中間会計期間末 (平成19年 9 月30日)	前事業年度末 (平成19年 3 月31日)
※1 有形固定資産の 減価償却累計額 14百万円	※1 有形固定資産の 減価償却累計額 20百万円	※1 有形固定資産の 減価償却累計額 17百万円
※2 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。 担保に供している資産 現金及び預金 682百万円 上記に対応する債務 短期借入金 985百万円 1年内返済予定長期借入金 1,940百万円 長期借入金 1,770百万円 合計 4,695百万円 なお、上記以外に子会社の買取不動産1,015百万円を担保に供しております。	※2 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。 担保に供している資産 現金及び預金 758百万円 上記に対応する債務 短期借入金 500百万円 1年内返済予定長期借入金 1,461百万円 長期借入金 8,111百万円 合計 10,072百万円 なお、上記以外に子会社の買取不動産8,690百万円を担保に供しております。	※2 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。 担保に供している資産 現金及び預金 360百万円 上記に対応する債務 短期借入金 500百万円 1年内返済予定長期借入金 1,125百万円 長期借入金 7,502百万円 合計 9,128百万円 なお、上記以外に子会社の買取不動産5,967百万円を担保に供しております。
3 当座貸越契約及び貸出コミットメント 運転資金の効率的な調達を行うため、親会社NISグループ(株)(旧社名(株)ニッシン)と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越契約及び 貸出コミットメン トの総額 7,000百万円 借入実行金額 △5,100百万円 差引額 1,900百万円	3 当座貸越契約及び貸出コミットメント 運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行及び親会社NISグループ(株)と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越契約及び 貸出コミットメン トの総額 17,000百万円 借入実行金額 △12,500百万円 差引額 4,500百万円	3 当座貸越契約及び貸出コミットメント 運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行及び親会社NISグループ(株)と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越契約及び 貸出コミットメン トの総額 15,900百万円 借入実行金額 △11,650百万円 差引額 4,250百万円

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 減価償却実施額 有形固定資産 2百万円 無形固定資産 1百万円	※1 減価償却実施額 有形固定資産 2百万円 無形固定資産 1百万円	※1 減価償却実施額 有形固定資産 5百万円 無形固定資産 2百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額																																																
<table><tr><th></th><th>取得価額相当額 (百万円)</th><th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th><th>中間期末残高相当額 (百万円)</th></tr><tr><td>器具備品</td><td>14</td><td>1</td><td>12</td></tr><tr><td>ソフトウェア</td><td>83</td><td>38</td><td>44</td></tr><tr><td>合計</td><td>97</td><td>40</td><td>56</td></tr></table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	器具備品	14	1	12	ソフトウェア	83	38	44	合計	97	40	56	<table><tr><th></th><th>取得価額相当額 (百万円)</th><th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th><th>中間期末残高相当額 (百万円)</th></tr><tr><td>器具備品</td><td>17</td><td>5</td><td>12</td></tr><tr><td>ソフトウェア</td><td>83</td><td>58</td><td>24</td></tr><tr><td>合計</td><td>100</td><td>63</td><td>36</td></tr></table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	器具備品	17	5	12	ソフトウェア	83	58	24	合計	100	63	36	<table><tr><th></th><th>取得価額相当額 (百万円)</th><th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th><th>期末残高相当額 (百万円)</th></tr><tr><td>器具備品</td><td>17</td><td>3</td><td>13</td></tr><tr><td>ソフトウェア</td><td>83</td><td>48</td><td>34</td></tr><tr><td>合計</td><td>100</td><td>51</td><td>48</td></tr></table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	器具備品	17	3	13	ソフトウェア	83	48	34	合計	100	51	48
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																															
器具備品	14	1	12																																															
ソフトウェア	83	38	44																																															
合計	97	40	56																																															
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																															
器具備品	17	5	12																																															
ソフトウェア	83	58	24																																															
合計	100	63	36																																															
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																															
器具備品	17	3	13																																															
ソフトウェア	83	48	34																																															
合計	100	51	48																																															
② 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 22百万円 1年超 35百万円 合計 57百万円	② 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 21百万円 1年超 15百万円 合計 37百万円	② 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 23百万円 1年超 26百万円 合計 49百万円																																																
③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 11百万円 減価償却費相当額 10百万円 支払利息相当額 0百万円	③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 12百万円 減価償却費相当額 11百万円 支払利息相当額 0百万円	③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 23百万円 減価償却費相当額 22百万円 支払利息相当額 1百万円																																																
④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期の配分方法については、利息法によっております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。	④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 ・減価償却費相当額の算定方法 同左 ・利息相当額の算定方法 同左 (減損損失について) 同左	④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 ・減価償却費相当額の算定方法 同左 ・利息相当額の算定方法 同左 (減損損失について) 同左																																																

(有価証券関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当事項はありません。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

平成19年11月6日開催の取締役会において、当中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

① 中間配当による配当金の総額・・・・・・・・・・451百万円

② 1株当たりの金額・・・・・・・・・・415円00銭

③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日・・・・・・・・平成19年12月10日

(注) 平成19年9月30日現在の株式名簿及び実質株主名簿に記載された株主に対し支払を行います。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|-------------------------|---------------------|-----------------------------|---------------------------|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度
(第6期) | 自 平成18年4月1日
至 平成19年3月31日 | 平成19年6月25日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 有価証券報告書
の訂正報告書 | 上記(1)に係る訂正報告書であります。 | | 平成19年8月29日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 有価証券報告書
の訂正報告書 | 上記(1)に係る訂正報告書であります。 | | 平成19年11月16日
関東財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月7日

ニッシン債権回収 株式会社
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 都 甲 和 幸 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 古 藤 智 弘 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているニッシン債権回収株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、ニッシン債権回収株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 1 連結の範囲に関する事項」に記載されているとおり、会社は、当中間連結会計期間から「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」を適用しているため、当該会計基準により中間連結財務諸表を作成している。
2. 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項 (3) 重要な引当金の計上基準 ③ 役員賞与引当金」に記載されているとおり、会社は、当中間連結会計期間から「役員賞与に関する会計基準」を適用しているため、当該会計基準により中間連結財務諸表を作成している。
3. 「会計処理の変更」に記載されているとおり、会社は、当中間連結会計期間から「ストック・オプション等に関する会計基準」を適用しているため、当該会計基準により中間連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が中間連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月 6 日

ニッシン債権回収 株式会社
取 締 役 会 御中

三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 都 甲 和 幸 ⑩
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 古 藤 智 弘 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているニッシン債権回収株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、ニッシン債権回収株式会社及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が中間連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月 7 日

ニッシン債権回収 株式会社
取 締 役 会 御中

三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 都 甲 和 幸 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 古 藤 智 弘 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているニッシン債権回収株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第6期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ニッシン債権回収株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 「中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 3 引当金の計上基準 (3) 役員賞与引当金」に記載されているとおり、会社は、当中間会計期間から「役員賞与に関する会計基準」を適用しているため、当該会計基準により中間財務諸表を作成している。
2. 「会計処理の変更」に記載されているとおり、会社は、当中間会計期間から「ストック・オプション等に関する会計基準」を適用しているため、当該会計基準により中間財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が中間財務諸表に添付する形で別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月 6 日

ニッシン債権回収 株式会社
取 締 役 会 御中

三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 都 甲 和 幸 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 古 藤 智 弘 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているニッシン債権回収株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ニッシン債権回収株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が中間財務諸表に添付する形で別途保管しております。

